

釧路市いじめ防止基本方針

平成29年2月

釧路市・釧路市教育委員会

(令和7年4月改定)

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 | |
| 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 | 2 |
| 2 いじめの定義 | 2 |
| 3 いじめの防止等に関する基本的考え方 | 4 |
| (1) いじめの未然防止 | 4 |
| (2) いじめの早期発見 | 4 |
| (3) いじめへの対処 | 5 |
| (4) 家庭や地域との連携 | 5 |
| (5) 関係機関との連携 | 5 |
| 第2章 いじめの防止等のために釧路市が実施する施策 | |
| 1 いじめ防止基本方針の策定と組織 | 6 |
| (1) いじめ防止基本方針の策定及び見直し | 6 |
| (2) いじめの防止等の対策に係る組織 | 6 |
| ① 釧路市青少年問題協議会 | 6 |
| ② 釧路市いじめ防止対策委員会 | 6 |
| ③ 重大事態の再調査を行う市長の調査組織 | 6 |
| 2 釧路市が実施する主な施策 | 7 |
| (1) いじめの防止 | 7 |
| (2) いじめの早期発見 | 7 |
| (3) いじめへの対処 | 8 |
| (4) 家庭や地域との連携 | 8 |
| (5) 関係機関との連携 | 8 |
| (6) 重大事態への対処 | 9 |
| (7) 教職員の資質・能力の向上 | 9 |
| (8) 学校や教職員の評価及び学校運営改善の支援 | 9 |
| 第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策 | |
| 1 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置 | 10 |
| (1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し | 10 |
| (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置 | 10 |
| 2 学校におけるいじめの防止等に関する取組 | 10 |
| (1) いじめの未然防止 | 10 |
| (2) いじめの早期発見 | 11 |
| (3) いじめへの対処 | 11 |
| (4) いじめの解消 | 12 |
| (5) 家庭や地域、関係機関との連携 | 12 |
| (6) いじめ防止にかかわる取組の点検と見直し | 13 |

第4章 重大事態への対処

| | | |
|---|----------------------------------|----|
| 1 | 重大事態の意味 | 14 |
| 2 | 重大事態の報告 | 14 |
| 3 | 調査主体及び調査組織 | 14 |
| | (1) 学校が主体となって調査を行う場合 | 15 |
| | (2) 教育委員会が主体となって調査を行う場合 | 15 |
| 4 | 事実関係を明確にするための調査の実施 | 15 |
| | (1) 調査の事前説明 | 15 |
| | (2) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合 | 15 |
| | (3) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合 | 16 |
| 5 | その他留意事項 | 16 |
| 6 | 調査結果の提供及び報告 | 16 |
| | (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供 | 16 |
| | (2) いじめを行った児童生徒及びその保護者への調査結果の説明 | 16 |
| | (3) 調査結果の報告 | 17 |
| | (4) 調査結果の公表 | 17 |
| 7 | 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 | 17 |

別紙 「釧路市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表基準について」

はじめに

『いじめ』は、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりで対策を進めるため、平成25年6月に、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、これに伴い、国は「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を平成25年10月に策定しました。

これを受け、北海道においても「北海道いじめの防止等に関する条例」（以下「道条例」という。）が平成26年4月に施行され、「北海道いじめ防止基本方針」（以下「道の基本方針」という。）が平成26年8月に策定されました。

釧路市では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものであることを十分認識の上、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に取り組んでおり、それらの対策を法第12条の規定に基づき、国の基本方針を参酌し、総合的かつ効果的に推進するため、平成29年2月に「釧路市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定しました。

道の基本方針の一部が令和5年3月改定され、また、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が令和6年8月に改訂されたこと、さらに、いじめの問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、釧路市としていじめ問題に一層の危機感を持って取り組むために、市の基本方針の一部を改定することとしました。

この基本方針に示すいじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、全ての児童生徒をいじめに向かわせない未然防止の取組など、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の相互の連携協力の下、児童生徒の健やかな成長を見守り育み、地域全体でいじめの問題を克服することを目指して行うものです。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われるものです。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならないものです。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われるものです。

2 いじめの定義

法では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係^{*1}にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応します。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒がいじめを受けた児童生徒としてだけでなく、いじめを行った児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応します。

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくありません。ささいに見える行為でも、

表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。

- 児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば「性的マイノリティ^{※2}」、「多様な背景を持つ児童生徒^{※3}」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

-
- ※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。
 - ※2 「性的マイノリティ」とは、LGBT（L:女性同性愛者、G:男性同性愛者、B:両性愛者、T:身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。
 - ※3 「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童生徒のことです。

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（国の基本方針より）

これらのいじめの中には、犯罪行為^{※4}として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

-
- ※4 いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には、次のようなものがあります。

- 強制わいせつ（刑法第176条）断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 自殺関与（刑法第202条）同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。
- 暴行（刑法大208条）同級生を殴ったり、無理やり服を脱がせたりする。
- 脅迫（刑法第222条）裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 強要（刑法第223条）遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- 恐喝（刑法第249条）断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。等

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等^{※5}を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

※5 「学校警察連絡協議会」とは、児童生徒の非行防止等に関して協議を行う場として、学校や教育委員会と警察が参加する組織のことで、釧路市では「青少年問題協議会」の名称で開催しています。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要です。加えて、発達支持的生徒指導の充実を通して、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進していくことも、いじめの未然防止における重要な観点です。

あわせて、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要です。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要です。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要です。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関（警察、市関係部署、児童相談所、医療機関、人権擁護機関等）との連携が必要です。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要です。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要です。PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について意見交換する機会を設けたり、学校運営協議会やコミュニティ・スクール協議会を活用したりするなど、いじめの問題について家庭や地域と意識を共有し、連携した対策を推進することが必要です。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、市関係部署、児童相談所、医療機関、人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要です。

第2章 いじめの防止等のために釧路市が実施する施策

1 いじめ防止基本方針の策定と組織

(1) いじめ防止基本方針の策定及び見直し

釧路市は、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、市の基本方針を策定するものであり、内容を変更したときは、ホームページ等において公表します。

また、市の基本方針の内容について、法の施行状況や道条例に基づく対応等を参酌し、必要に応じて見直しを行います。

(2) いじめの防止等の対策に係る組織

① 釧路市青少年問題協議会

釧路市では、法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」の趣旨を踏まえ、学校、教育委員会、児童相談所、警察等の機関や団体の関係者で構成する「釧路市青少年問題協議会」（以下「青少年問題協議会」という。）の活用により、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ります。

② 釧路市いじめ防止対策委員会

教育委員会では、法第14条第3項の規定に基づき、市の基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に附属機関として「釧路市いじめ防止対策委員会」（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を設置します。

いじめ防止対策委員会は、専門的な知識及び経験を有する者等により構成し、いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行うことを目的とします。

また、いじめ防止対策委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合、教育委員会としての調査組織を兼ねるものとします。

なお、重大事態に係る調査を行う場合、必要に応じて新たに適切な専門家を加え、いじめ防止対策委員会の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

③ 重大事態の再調査を行う市長の調査組織

法第28条第1項の規定による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項の規定に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があるかどうか、総合的に判断を行い、必要があると認めるときは、調査結果に対する調査（以下「再調査」という。）を行うための組織を設置し、調査を行う等の方法により、再調査を行うことができるものとします。

再調査を実施する際の調査組織の構成員は、いじめ防止対策委員会の委員が当該事案に係る調査を実施した場合、調査を担当した委員と重複せず、調査に係るいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者について、職能団体や

大学からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

2 釧路市が実施する主な施策

(1) いじめの防止

- いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ることなど、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを児童生徒に対して教える取組を推進します。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実させます。
- 子供たちを取り巻く様々な問題や悩みについて、児童生徒と一般市民が討論を行う「釧路市子どもミーティング」の開催や学校の「いじめ・非行防止強化月間」の取組、児童会・生徒会によるいじめ根絶に向けた子供たちの主体的な取組を推進します。
- 児童生徒や保護者に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発及び研修を行います。また、教職員のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上を図るため、いじめ・不登校に関する研修を実施します。
- 児童生徒がソーシャルメディア等インターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれないよう、ネットパトロールを実施します。
- 各学校において、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくり等の取組の重要性など、家庭教育講座の実施等により保護者への啓発を推進します。

(2) いじめの早期発見

- 児童生徒や保護者等がいじめに関して相談できる「いじめカットライン」をはじめとする教育相談窓口を充実させるとともに、ホームページ等による相談窓口の周知を推進します。
- 児童生徒のいじめ等の早期発見・早期対応に向け、北海道教育委員会と連携し、タブレット端末を活用した相談窓口の周知を推進します。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、指導主事を、各学校に派遣するなど、児童生徒や保護者、教職員等が、いつでも気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図ります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをより有効に活用することができるよう、その役割や成果について周知します。
- いじめを早期に発見するため、いじめに関する実態調査を定期的実施するとともに、その調査を通して、いじめの状況をきめ細かく把握し、必要に応じて、いじめ防止対策委員会からの指導・助言を受け、いじめの問題に対する学校の指導体制を点検します。

(3) いじめへの対処

- 学校からいじめの報告を受けた場合には、その現状及び実態に応じて、指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員等で構成される、「いじめ解決サポートチーム」（以下「サポートチーム」という。）を学校に派遣し専門職の総力により、関係機関との連携や迅速な対応の指導・助言、児童生徒等へのカウンセリングなど、いじめの早期解決に向けた対応を進めます。
- いじめを行った児童生徒とその保護者への指導を行ってもなお、いじめの行為を止めない等、教育上必要があると認められる場合、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、法第26条に基づく出席停止や、警察との連携措置をとるなど、適切な対応に努めます。
- いじめに関わった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な対応を行うため、学校相互間の連携・協力体制の調整を行いながら、いじめの早期解決に向けた対応を進めます。

(4) 家庭や地域との連携

- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、釧路市連合町内会・釧路市小中学校校長会・釧路市教育委員会による「子どもたちの健全育成のための域校連携共同宣言」を通じて、学校と地域の連携をより一層推進するとともに、学校運営協議会やコミュニティ・スクール協議会、地域学校協働本部など、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。
- 様々な知識や技能、社会経験をもった保護者や地域住民等のボランティア登録により、学校の教育活動や環境整備、学校安全活動などを支援する「学校支援ボランティア」の実施により、学校と家庭、地域が連携して、子供たちの健やかな成長を見守り育みます。
- 「家庭教育支援チーム」により、学校のPTAのほか、就学前の保護者や地域で活動する団体等に対して、家庭の実情に即した共通の課題に関する講座等を実施し、子育て・家庭教育支援の充実を図ります。
- 学校や家庭での生活で、問題や悩みを抱える子供とその保護者に対し、教育委員会が委嘱するファミリーサポーターが、学校や関係機関と連携しながら家庭訪問をするなど、継続的な支援を行います。

(5) 関係機関との連携

- 青少年問題協議会の活用により、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るとともに、いじめの現状や対策等についての情報共有、対策の協議を行います。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるものが含まれます。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることから、教育委員会と警察との連携協定に基づく「子どもの健全育成サポートシステム」の効果的な運用を図ります。

- いじめは不登校の様々な要因の一つになりうることから、「教育支援センターまなびや」及び「釧路こども家庭支援センター」との連携を図りながら、不登校児童生徒の不安や悩みに適切に対応し、児童生徒が自らの進路を主体的に考えることができるよう支援を継続します。

(6) 重大事態への対処

⇒ (P14「第4章 重大事態への対処」を参照)

(7) 教職員の資質・能力の向上

- 全教職員が「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るもの」という意識を持つとともに、児童生徒がSOSを訴えたときに、迅速かつ適切に対応できるように啓発します。
- 教職員の専門性を高めるために、児童生徒理解をはじめ、いじめの未然防止のための考え方や実践等に関する研修等への参加を促進します。
- 全ての教職員の共通理解を図るため、いじめの問題に関する校内研修の取組を促進します。

(8) 学校や教職員の評価及び学校運営改善の支援

- 学校評価において、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行います。
- 教員評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行います。
- 保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの活用などにより、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し

各学校は、法第13条の規定に基づき、学校の全ての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等を目的に「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）を策定し、ホームページ等において公表するとともに、各年度の開始時には児童生徒、保護者等に説明します。

また、学校の基本方針の内容について、法の施行状況や市の基本方針の見直しなどを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。なお、見直しに当たっては、児童生徒や保護者等の意見を反映させるものとします。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長の強力なリーダーシップのもと、複数の教職員及び心理や福祉の専門家等により構成される「学校いじめ対策組織」を設置します。学校いじめ対策組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行うとともに、学校の基本方針の見直しや校内研修等を企画します。

いじめ問題を発見した場合には、担任など特定の教職員が一人で抱え込むことがないよう、組織として情報収集を綿密に行い、事実関係を明確にするとともに、把握した情報をもとに対応を協議し、的確な役割分担を行い、いじめの解決に当たります。

いじめの内容や実態に応じて、教育委員会のサポートチームやいじめ防止対策委員会との連携を図り対応に当たるものとし、必要に応じて警察、市関係部署、児童相談所、医療機関、人権擁護機関等の関係機関との連携や校種間の連携を視野に入れて対応します。

2 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

- いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、全ての児童生徒が自主的にいじめの問題について考えるなどの、いじめの防止に資する活動に取り組みます。
- 児童生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許されない」という環境をつくります。
- 児童生徒が、いじめ防止に向けた活動を主体的に取り組むための支援を行います。
- 児童生徒が、自分の考えや意見を持ち表現できるよう、児童生徒に対して必要な教育活動を行います。
- 児童生徒の学習に対する不安を軽減するために、わかる授業づくりを推進します。
また、児童生徒一人一人が活躍できるよう、生徒指導の実践上の視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を

生かした授業づくりに努めます。

- いじめの早期解決のために、当該児童生徒の安全を保障するとともに、学校と家庭が連携・協力して解決に当たります。
- 児童生徒及び保護者の悩みや相談を受け止めることができるよう相談体制を整備します。
- 児童生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童生徒との信頼関係を深めます。
- 全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行います。
- 発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性等、インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導の充実を図ります。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し適切に対処できるよう、児童生徒及び保護者に対して必要な啓発活動を行います。
- 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進します。

(2) いじめの早期発見

- 児童生徒に対する定期的ないじめ調査、人間関係や学校生活等での悩みを把握するQ-U^{*6}やアセス^{*7}、また、学校での自主的な取組などを総合的かつ効果的に実施し、さらに、それらの結果を活用した担任による面談を行うことにより、いじめの早期発見につなげます。
- 児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行うとともに、いじめ事案の関係者以外でもいじめの情報を提供しやすい環境づくりを進めます。
- 児童生徒の援助希求的態度を養うとともに、児童生徒が、誰に、どのように助けを求めれば良いか、具体的かつ実践的な方法を学ぶ、「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

(3) いじめへの対処

- 教職員がいじめを見聞きし、また、いじめに係る相談を受けた場合は、親身になって話を聴き、速やかに事実の確認を行います。
- いじめの事実が確認された場合又はいじめの事実があると疑われるときは、直ちにいじめを受けた児童生徒の安全・安心を確保します。また、教職員は、いじめを抱え込まないよう、校内の「学校いじめ対策組織」へ報告し、適切な措置を講じます。
- 学校として組織的に事実関係を把握し、いじめを止めさせ、事実関係を正確に当該保護者に伝え、家庭と連携して解決に取り組みます。
- いじめを行った児童生徒とその保護者に対して、いじめを行った事実に対する指導を行います。指導後もいじめの行為が止まない等、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、一定の教育的配慮の下、いじめを行った児童生徒を一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を

講じるとともに、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する継続的な支援を行います。

- いじめを行うに至った背景などを分析し、いじめを行った児童生徒に対して、いじめを受けた児童生徒が傷ついていることを認識させ、その保護者にもいじめの事実を正確に説明し、保護者と協力して継続的に指導することで、再発の防止に努めます。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処します。
- いじめの解消については、いじめ事案の関係者の状況を十分に見極めながら、学校いじめ対策組織において協議を行い、いじめが解消に至ったかを判断します。

(4) いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）や、被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを、面談等により丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行います。

(5) 家庭や地域、関係機関との連携

- 全ての児童生徒をいじめに向かわせないよう、日頃から学校をはじめ地域全体で児童生徒に積極的に関わっていく意識を強く持つとともに、家庭や地域との連携による見守りにおいても、常にささいな変化に気付く意識の醸成を図ります。
- 家庭においては、家庭内における日頃のコミュニケーションにより、児童生徒の変化について気付くことができる関係性を構築するとともに、学校が日頃から児童生徒の変化について家庭との情報共有を図り、いじめの早期発見につなげます。
- P T Aや地域の関係団体等といじめの問題について意見交換する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進します。
- 通学路指導等における、地域の方々との関わりを大切にし、登下校中や休日の児童生徒の様子について、日常の情報連携に努めます。
- 学校運営協議会やコミュニティ・スクール協議会を通して、いじめ問題について家庭や地域と意識を共有し、連携した対策を推進します。
- 学校や教育委員会による指導では十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、市関係部署、児童相談所、医療機関、人権擁護機関等の関係機関と適切な連携を図ります。

(6) いじめ防止にかかわる取組の点検と見直し

学校は、次に示すようないじめの未然防止・早期発見・適切な事案対処に係る取組状況を踏まえて、毎年度、学校の基本方針の点検と見直しを図ります。

- 学校の基本方針の、児童生徒への説明内容、家庭、地域への公表、周知
- 学校いじめ対策組織の機能
- 相談体制
- いじめ防止にかかわる校内研修
- 保護者との連携

- ケース分析と検証
- いじめ防止の取組に係る学校評価への位置付け

その他、学校は、いじめ防止、いじめ対応に係る各計画、取組の検証を図るとともに、コミュニティ・スクール、学校運営協議会等を通じて学校と地域が、いじめ問題についての意見を交換し、学校、家庭、地域の連携を強化するよう努めます。

-
- ※6 「Q-U」とは、不登校・いじめ・学級崩壊の予防、よりよい教育実践の効果測定を目的として、子供たちの学校生活における満足度を測る標準化された心理テスト。
 - ※7 「アセス」とは、「生活満足感」「教師サポート」「友人サポート」「向社会的スキル」「非侵害的關係」「学習的適応」の6つの側面から、学校生活への適応感を捉える生活アンケート。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としています。

①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

また、②の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

2 重大事態の報告

学校は、児童保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校が「いじめの事実はない」、「重大事態には至っていない」と考えた場合であっても、結論は出さずに、重大事態の疑いがあるものとして、対応を検討するとともに直ちに教育委員会に報告します。

学校いじめ対策組織又は教育委員会は、重大事態の定義を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で、重大事態かどうかを判断します。重大事態として対応する旨の判断をした場合、教育委員会はこれを市長に報告します。

3 調査主体及び調査組織

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものです。

調査は、教育委員会が、発生した重大事態の特性や経緯等を踏まえ、学校が主体となって調査を行うか、教育委員会が主体となって調査を行うかを判断します。なお、学校が主体となって調査を行った場合であっても、法第28条第3項の規定に基づき、教育委員会は学校に対して必要な指導やサポートチームの派遣なども含めた適切な支援を行います。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校いじめ対策組織を母体として、教育委員会と協議の上、必要に応じて適切な専門家を加え、当該事態に対処する組織を設置して調査を実施します。

なお、不登校重大事態については、対象児童生徒の学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置付けられていることから、原則として、学校主体で調査を行うものとします。

学校が主体となって調査を行う場合、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを総合的に勘案して、学校主体の調査では、調査目的を達成できないと教育委員会が判断する場合には、教育委員会が主体となって調査を実施します。

(2) 教育委員会が主体となって調査を行う場合

いじめ防止対策委員会を調査組織とした第三者委員会方式で調査を実施し、必要に応じて新たに適切な専門家を加えることも可能とします。構成員に調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

4 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

この調査は、民事・刑事上・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

(1) 調査の事前説明

調査を実施する判断が為された場合は、いじめられた児童生徒、その保護者へ調査の目的、調査組織の構成、調査事項、調査方法、調査対象者、見通し等について事前説明を行います。

また、状況によっては流動的な事項があること、事実関係が明らかにならないこと、重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されること等についても説明します。

なお、上記内容の説明については、いじめを行った児童生徒とその保護者に対しても実施しますが、調査前において、いじめを行った児童生徒が特定できない場合などは、この限りではありません。

(2) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供

してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査とします。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活を送るための支援や学習支援等を行います。

(3) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。

5 その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど必要な対応を行います。

学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

6 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、主に調査主体が、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して調査報告書の原本をもとに説明します。

情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

なお、いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供、公表の意向確認については、別紙「釧路市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表基準について」に示します。

(2) いじめを行った児童生徒及びその保護者への調査結果の説明

いじめを受けた児童生徒及びその保護者の同意を得た上で、いじめを行った児童生徒及びその保護者に対する調査結果の説明を実施します。説明に際しては、調査報告書等の資料は示さず、原則として口頭で行います。

学校は、調査の趣旨に基づき、いじめを行った児童生徒を断罪するものではないこと、また、処分を下すものではないことに留意し、いじめを行った児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめ行為の非に気付かせ、謝罪の気持ちが醸成されるよう努めます。

(3) 調査結果の報告

調査結果については、調査主体が教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出します。

(4) 調査結果の公表

⇒ (別紙「釧路市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表基準について」を参照)

7 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

法第28条第1項の規定による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項の規定に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査組織を設けて再調査を行うことができます。

なお、再調査を実施したときは、法第30条第3項に基づき、その結果を議会に報告する義務があるため、再調査を実施する前に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に、その旨を説明するものとします。

前掲のとおり、再調査を実施する際の調査組織の構成員は、いじめ防止対策委員会の委員が当該事案に係る調査を実施した場合、調査を担当した委員と重複せず、関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者について、職能団体や大学からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めます。

再調査の進捗状況等及び再調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で情報提供します。

市長は、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行いながら、その結果を議会へ報告します。

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

なお、調査結果の公表については、別紙「釧路市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表基準について」に基づいて判断します。

別紙

釧路市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表基準について

令和7年2月18日

釧路市教育委員会

1 本基準について

本基準は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に定める重大事態が発生し、同法第14条第3項の規定に基づき教育委員会の附属機関として設置された釧路市いじめ防止対策委員会が調査を行った場合、又は、学校が主体となる調査委員会が調査を行った場合において、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省平成29年3月策定、令和6年8月改訂。以下「文科省ガイドライン」という。）に則り、当該調査結果を公表するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 調査結果の公表の目的と方針

調査結果を公表する主な目的として、以下3点を挙げる。

- 当該事案への憶測などを減じさせ、市全体でいじめ問題を考えていく契機とすること。
- 学校及び教育委員会が、発生事案に真摯に向き合い、適切ないじめの未然防止、早期発見・対応の構築を推進していくこと。
- 地域・家庭・学校が協働して、いじめ防止に向けた教育環境を創ることができるように、開かれた学校づくりに向けた取組を促進していくこと。

文科省ガイドラインにおいては、「調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童・生徒、保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障が無ければ公表することが望ましい。」としている。

以上、公表の目的及び文科省ガイドラインにより、釧路市では、原則として、いじめの重大事態の調査結果については公表するものとする。

3 公表する場合の公表方法等について

(1) 公表の方法

- ・釧路市のホームページへの掲載により公表とする。
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を確認後、調査報告書の概要版をできるだけ速やかに公表する。
- ・公表用の調査報告書は、期間を6ヶ月として、市のホームページに公開する。

(2) 公表資料

- ・公表用の調査報告書は、調査報告書の概要版を原則とする。
- ・公表に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や釧路市情報公開条例（平成17年10月11日釧路市条例第24号）で不開示となる情報等を参考にし、児童等や保護者の個人情報及びプライバシー保護の観点から公開に適さないと判断した部分、教職員を含む関係者の個人名等は非公開とするなど、個人が特定されないように配慮するとともに、公表によって、調査対象者の学校生活、学校が行う支援や指導のほか、教職員並びに関係者の業務に支障をきたすことがないよう配慮する。
- ・調査報告書の公表版は、教育委員会事務局が報告書の内容を精査し、作成する。
- ・公表の目的を達成させるため、公表内容については、釧路市教育委員会にて、随時点検・評価し、改善を図っていくものとする。

(3) 公表方針

いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ、主に調査主体担当者が、報告書原本を用いて報告書完成後の説明を行う。その際、公表の意向についても、いじめを受けた児童生徒及び保護者と確認する。

なお、公表の判断は、以下に示す方針をもとに行う。

- ・公表前にいじめを受けた児童生徒及び保護者に資料を提供することになるため、報告書の取扱い（SNSでの発信、複写、他人への譲渡等の禁止）については、報告書に記載する等により注意を促す。
- ・調査結果に係る所見をまとめた文書を提出できる旨を説明し、1カ月の期間を設けて提出を求める。その際、公表についての意向を確認し、公表についての同意書を徴する。いじめを受けた児童生徒又は保護者のどちらか一方でも公表を希望しない場合は、公表しない。
- ・公表に際して、いじめを行った児童生徒及びその保護者の同意を得ることは行わない。

(4) そのほか

公表すると判断した後に、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が公表を望まなくなった場合等、公表の継続が困難になるような事情が生じた場合は、公表を中止する場合がある。

また、児童生徒又はその保護者が、当初は非公表を望んでいたが、その後公表を望むようになった場合であっても、いったん非公表にすると判断した後は、公表するか否かの再検討は、原則として行わない。